申2号

難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直し

No.

発行 23.7.25

JR東労組 業務部

「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」 に関する解明申し入れ 団体交渉を行う!(その1)

●組合

■会社

●扶養手当を支給して いる人数は具体的に何 人か?



■現在約 10,000 人である。第1子のみは約2割、第2子 までは約5割、第3子以降は約2割という世間の比率があ り、当社においても似たような割合で支給を受けている。

- ●第2子、第3子に着目しているが、第1子に ついても同様に改善しない理由は何か。経済的 支援が目的なら第1子から一律に増額する方が 分かりやすく、納得感が得られる。
- ●経済的支援が養育費や教育費であれば、第Ⅰ子│■原資がいくらでもあれば、処遇改善出来るが、 から必要ではないか。一般的に第1子と第2子以 降で差がつくものではないと考える。
- ●配偶者手当の見直しを行わない理由はなぜ か。鉄道の特性として泊まり勤務や緊急呼び出 しがある働き方の特殊性も考慮しているのか。 子供と同様に経済的支援をすべきではないか。
- ■今回は第2子、第3子に着目した。第1子と配偶 者については見直しを行わないと判断した。扶養手 当の処遇改善は、経済的支援が目的である。経済的 支援の要素として養育費や教育費が主にある。
- |コロナ前の約9割にも満たない中で、処遇改善を 行うと今回は第2子以降とさせて頂いた。
- ■賃金として全体を見る必要がある。今回は第2 子、第3子以降に着目した。配偶者、第1子のみの 方は今回見直しが必要ないと判断した。

枘得感を得られる手当の見直しにするべきだ!

囲を拡大したのはなぜか。また、支 給額を2万円にした根拠は何か。

●今回、扶養手当の障がいのある範 **■**扶養手当の「重度心身障害者」から**「所得税法に定める特別障害** 者」に拡大したのは、シンプルで分かりやすくするためである。ま た、重度な障がいを持っている方は健常者と比べても金銭的に費用 がかかる。今回はそこに着目した。**2万円で全てが賄えると思って** はいないが、現在できる最大限の提案である。

- ●シンプルで分かりやすくするのであれば、行政から手 帳を交付されている方全員を対象にする方が分かりやす いと思う。重度になればなるほど、金銭的負担が増える傾 向にあるが、同時に行政からの支援もある。 軽度では補助 が少なく金銭的負担が多いとの声もあり、そこに着目は しなかったのか。
- ■原資が無限にあれば、貴側が言うように拡 大する方が分かりやすいかもしれない。しか
- し、原資が限られている中で処遇改善を行わ なければならない中で今回の範囲とし、金額 的にも今出来る最大限の提案をしている。
- ●難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直しを行うと あったが、介護について見直しを行わないのはなぜか。また、施策 の統一性から難病や障がいの有無に関わらず育児・介護勤務制度 と養育休暇の取得を中学校3年生まで拡大すべきではないか。
- ■様々な家族構成がある中で、**今回は** 子どもにスポットを当てた。その中で

今出来る最大限の 提案をしている。

